

いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等の一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じている時の行為をいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返言われる。
- ・意図的に仲間外れや集団による無視をされる。
- ・わざと、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

3. いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部主任、各学年主任、保健・相談部主任、養護教諭、スクールカウンセラー

(3) 実施事項

- ・いじめ防止基本方針の策定
- ・いじめ未然防止
- ・いじめの対応
- ・教職員の資質向上のための校内研修
- ・年間指導計画の企画と実施
- ・年間計画進捗の確認
- ・各取り組みの有効性の確認
- ・いじめ防止基本方針の見直し

4. 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

月	項 目
5 月	第 1 回いじめ・悩みに関する調査
6 月	第 1 回いじめ対策委員会（調査結果分析、状況報告と取組の検証）
9 月	第 2 回いじめ・悩みに関する調査
10 月	第 2 回いじめ対策委員会（調査結果分析、状況報告と取組の検証）
11 月	人権講話
2 月	第 3 回いじめ・悩みに関する調査 第 3 回いじめ対策委員会 （調査結果分析、状況報告と取組の検証、年間の取組の検証と次年度年間計画の作成）
3 月	職員研修

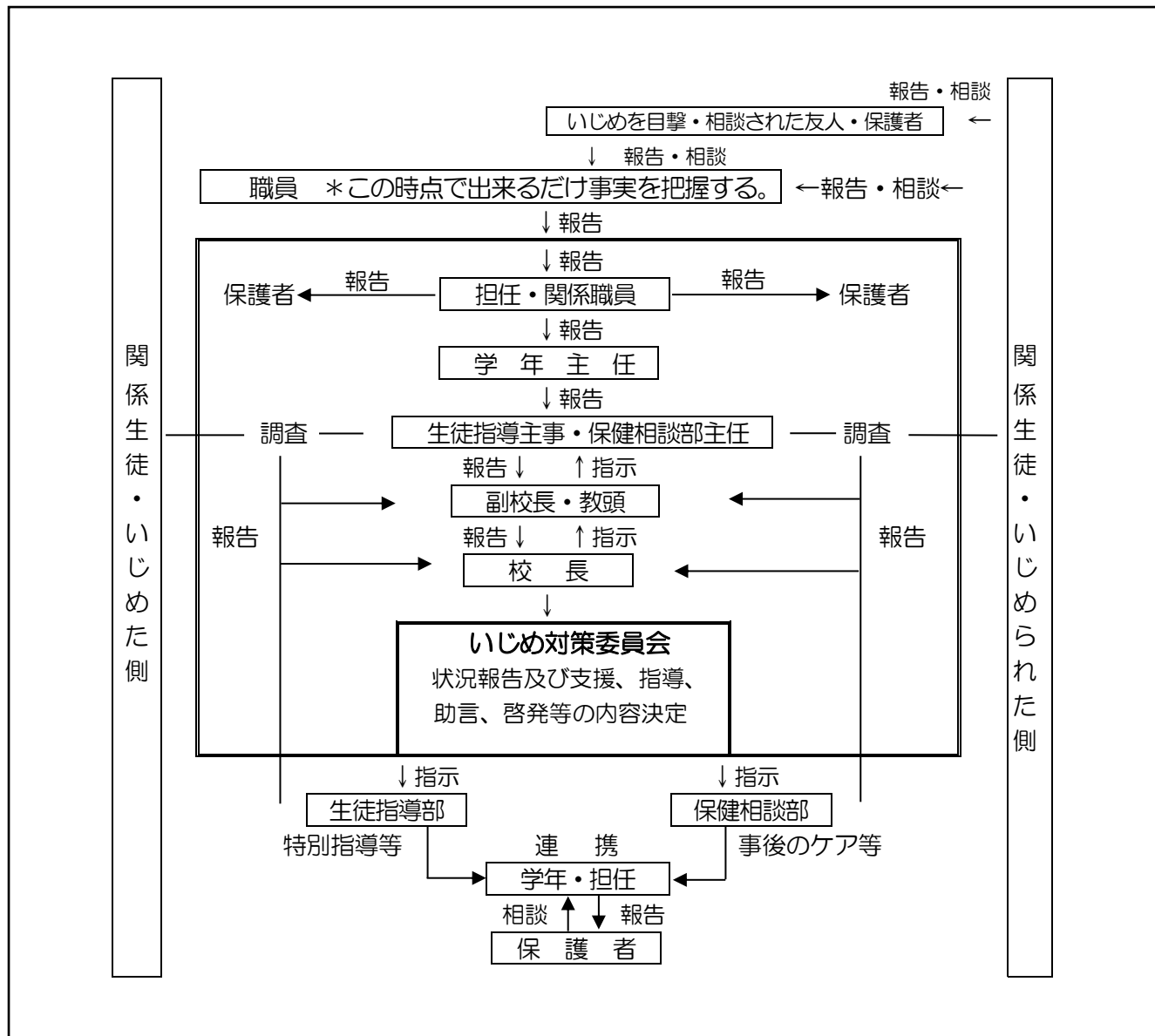
第 2 章 いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚・意志を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な探究の時間等それぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2. いじめ防止のための体制



《注意事項》

- (1) 事実が確認された時点で、副校長・教頭の指示により、各担任が双方の保護者に報告する。
- (2) 生徒・保護者との対応は複数であたる。
- (3) 生徒・保護者への対応は細心の注意を払い、いじめられた側といじめた側にはできるだけ異なる職員が対応する。
- (4) 第三者の調査等が必要になった場合は、副校長・教頭と相談して、調査の方針を決め対応する。
- (5) 必要に応じて、生徒指導部・保健相談部・学年等で全体指導を行う。

《保護者からの訴えの場合の注意事項》

- (1) 自分の子どもがいじめられているということを聞き、激怒、興奮状態にある場合が多いので、冷静に、かつ共感的に対応する。
- (2) いじめた側に会いたいと要求することがあるが、内容を把握するまでは会わせてはいけない。最終的に会わせる状況となる場合も必ず相手側の保護者の了解を得る。
- (3) 対応が困難と判断した場合は、直ちに保健相談部主任、副校長、教頭へ連絡・相談する。

3. いじめ防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員及び生徒に対して、次のとおりいじめ問題についての基本的な認識を持たせる。
 - ・いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
 - ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
 - ・いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
 - ・いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
 - ・いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
 - ・いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
 - ・いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、教職員が生徒たちに愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた、温かい学級経営や教育活動を展開していく。これにより、生徒たちに自己存在感や充実感を与えることができる。その上で、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりをしていく。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があることを理解しておく必要がある。また、教職員の温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、生徒たちを大きく変化させることも理解しておかなくてはならない。

分かりやすい授業づくりを進めるために、教職員間で互いの授業を見学し合い、意見交換をしていくことが大切である。それには、互いに尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職員室の雰囲気も大切である。その上で、すべての生徒が参加・活躍できるように授業を工夫していく。

生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしていき、生徒に集団の一員としての自覚や自信を育てていくことが必要である。

また、ストレスに適切に対処できる力を育てるために、自尊感情を高め、互いを認め合える人間関係を築いていくことが大切である。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、生徒への声かけが自尊感情を傷つけていないか、集団の中で浮いた存在にしていないか等を、教職員が互いに意見を言い合えることが大切である。
- (4) 授業や行事等すべての教育活動の中で、生徒を認める声かけを多くしていくことが大切である。そのためには、生徒一人ひとりの様子をしっかりと観察し、声かけのタイミングを見逃さないようにする。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、人権ホームルームにおいて具体的な事例を紹介し、自分がその場においてどのような言動を取るべきか、また、いじめに発展しないためにはどうすべきか等を考えさせていく。
- (6) 部活動においても、単に技術の向上だけを目指すのではなく、人格の形成を第一として、顧問は部の現状を常に把握するようにする。

第3章 いじめの未然防止のために

1. いじめを許さない学校・学級づくり

- ・教師の人権意識の向上
 - ・いじめを許さない生徒を育てる教育活動
 - ・いじめの早期発見・早期対応に向けた組織的・計画的取り組み
 - ・教育相談体制の充実
- など、さまざまな観点からの体系的な取り組みや活動が大切である。

2. いじめの未然防止に向けての手立て

(1) 学級経営の充実

- ・正しい言葉遣いができる集団の育成。いじめの大半は言葉によるものであり、「キモイ」「ウザイ」「死ぬ」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要。
- ・学級のルールや規範がきちんと守られるような継続的な指導。（特に年度始め）
また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底することも重要。
- ・担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見通しをもって進めることが重要。

※担任と生徒が、いわゆる「なれあい」になっている学級は、いじめが発生しやすい傾向があるとの研究結果もある。

(2) 授業中における生徒指導の充実

- ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくり。
- ・「楽しい授業」「わかる授業」を通じて生徒たちの学び合いの保障。

(3) 倫理観、道徳観の育成

- ・思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実。
- ・話し合い活動を通じて、いじめにつながるような諸問題の解決を図ることのできる学級活動

(4) 教員の自主研修の奨励

- ・発達段階に応じた、いじめの心理についての学習。
- ・構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムの学習。
- ・ソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等の学習。

(5) 学校行事

- ・生徒たちが挑戦することで、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事の企画及び実施。

(6) 生徒会（白蝶会）活動

- ・生徒が、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるような生徒会活動。
（実践例）生徒会による「いじめ防止アピール」やピア・サポート活動の展開など。

(7) 特に配慮が必要な生徒への支援

- ・学校として特に配慮が必要な生徒（発達障害・帰国子女・被災生徒・性同一性障害など）に対する特性等への理解と支援、指導を、組織的に行う。

第4章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり、訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気付く深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることが大切である。担任や教科担当が互いに気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有することも大切である。

2. いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケート調査は、年3回実施する。

日常の観察として、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかという点に気をつけて観察していく。また、遊びやふざけのようにも見えるものの気になる行為があった等の情報を教職員間で共有していくことも大切である。

(2) 保護者と連携して生徒を見守るために、日頃から生徒の良いところや気になる場所等、学校での様子について連絡しておくことが必要である。また、家庭での様子を知ることも大切である。

(3) 登下校での挨拶や校内巡視、授業など、いろいろな場面において気付いた情報は共有できるようにする。

(4) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、スクールカウンセラーなど関連機関との連携・協働を図り、教職員自身、日頃からの声かけ等により、良好な人間関係を築いておくことが大切である。また、些細な情報であってもきちんと対応し、担任だけでなく、各学年・学科集団として共有することも大切である。

(5) 保護者会等で、「何かあれば担任に気軽に相談してください。」「担任に相談しづらい場合には、直接学年主任や学科主任などに相談してください。」と相談体制を広く周知する。定期的なアンケート調査等により、相談体制が適切に機能しているかなど定期的に点検する。

(6) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律に沿って適切に管理する。

第5章 いじめに対する考え方

1. 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。

よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員

や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2. いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階からの的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や学科主任等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、すみやかに委員会や各関係機関と相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3. いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめた生徒を定められた期間別室指導や家庭謹慎とすることにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、各関係機関等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4. いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事情確認の聴取を行う。
いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、該当生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見開きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について、地域や家庭の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は、生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については必要に応じて、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」及び外部講師による講話等において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発言者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。
- (4) ネットでの誹謗中傷は、多人数及び多方面に拡大している場合があるので、関係機関とも協力し、問題解決に取り組む。

7. いじめ解消の判断

- (1) いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月経過していることを目安とする。その間、すべての教職員は、被害・加害生徒の様子を含め、状況を注視する必要がある。
- (2) 被害生徒自身が、心身の苦痛を感じていないと認められることが大切であり、いじめ解消に至るまでは支援を継続する。
- (3) いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを考慮し、教職員は注意深く観察する必要がある。

附則 この方針は平成26年 4月1日から施行する。
 この方針は平成29年10月1日から施行する。
 この方針は令和 7年 4月1日から施行する。